

品川区

では 平成28年4月から 全ての小学校・小中一貫校に

# 特別支援教室を設置します

平成28年度より小学校情緒障害等通級指導学級（コミュニケーションの教室）の仕組みが変わります。現在の情緒障害等通級指導学級は、コミュニケーションの面で課題や心配がある児童の学級で、入級相談会や就学相談を通して入級が決まった児童が週1日程度、通っている学校（在籍校）を離れて、通級指導学級のある学校まで通級をして学んでいます。

**来年度からは、情緒障害等通級指導学級（訪問指導の拠点校）の教員が、児童の在籍校を訪問して特別支援教室で週に1日（1～4時間）程度、指導する仕組みに変わります。**

児童が自分の在籍校で指導を受けられることによって、他の学校まで移動するために必要な時間と負担が児童・保護者ともに不要となります。また、訪問指導教員と学級担任の間での情報共有をさらに深めることが期待できます。（グループ指導が必要であると判断した場合は、訪問指導の拠点校で指導を受けることもできます。）特別支援教育の充実に向けて、保護者の方の御理解・御協力をお願いします。



## ◆ 新しい訪問指導の方法

訪問指導の拠点校から、担当の先生が訪問します。



## ●●小学校 ●●学園

対象の児童は、週に1日程度、決まった時間に特別支援教室に移動し、訪問指導の先生から個別や小集団での指導を受けます。





特別支援教室は、児童の課題に早く気づき、適切な指導につなげることを大切にします。

発達障害は、周囲の人からの理解が得られにくい障害と言われています。  
家庭のしつけや本人のわがままによるものではありません。



## ◆ 特別支援教室での指導内容

- ・話す、聞く、質問をする等を通して、コミュニケーション能力を伸ばします。
- ・感情や行動をコントロールする方法を学習し、対人関係や社会性を身に付けます。
- ・自分にあった学習方法を身に付けます。
- ・姿勢保持と基本的な行動・動作を身に付けます。
- ・不安感を解消し、情緒の安定を図ります。

※現在、既に通級を利用している児童で、訪問による指導ではなく通級での指導を希望する場合は、特別支援教育係または通級担任まで御相談ください。



## ◆ 特別支援教室の利用手続き

### 就学前

教育総合支援センターに就学相談の申込み

保護者参加で専門家を交えた  
就学相談（※1）の実施

通常の学級、  
特別支援学級（知的障害）、  
特別支援学校の判断

特別支援教室  
利用の決定

保護者と相談の上、  
上記のいずれかに  
入学

### 在校生

担任の先生に特別支援教室利用の申込み

専門家を交えた  
相談会（※2）の実施

特別支援教室  
利用不可の判断

特別支援教室  
利用の決定

校内支援や  
転学相談の実施

※1 就学相談の申込みは、下記までお問い合わせください。  
定員の関係で、就学相談をお受けできないことがあります。

※2 在校生の相談会は、年に2回あります。  
4月からの利用は前年度の2月、9月からの利用は7月に実施する相談会に申込みが必要となります。

【お問い合わせ先】 品川区教育委員会 教育総合支援センター 特別支援教育係  
〒141-0031 品川区西五反田 6-5-1  
☎ 5740-8202（直通） FAX. 3490-2007